

岡山家庭裁判所委員会議事概要

第1 日時

平成19年11月13日(火)午後3時

第2 場所

裁判所6階大会議室

第3 出席者

13人(男性9人,女性4人)中12人(男性8人,女性4人)の委員が出席

第4 議事

1 岡山家庭裁判所長あいさつ

2 家裁委員自己紹介

3 意見交換

テーマ「離婚と子供の福祉について」

- (1) DVDビデオ「子供のある夫婦が離れて暮らすときに考えなければならないこと」の解説編の視聴及び家裁調査官による解説
- (2) 家裁調査官から、面接交渉についてのケース説明が行われた後に、意見交換が行われた。
なお、意見交換では、次のような意見等が述べられた。

【面接交渉について】

面接交渉は、子供の福祉という視点から考えるべきである。

面接交渉は、元々子供の利益を考えており、抽象的に言えば、実際には父母が別居していても、子供にとっては、両親が揃っているのと同じ生活を保障しようというものである。

離婚後、子供を監護している親権者が、もう一方の親には会わせないでほしいと言ってくる場合があり、現場では親権者の強さというものを感している。

子供を手元において親が働いており、祖父母の援助を得ているような場合には、もう一方の親に子供に会わせるか否かについて、子供の親の意見にはその祖父母の意向が強く影響することも多い。

子供が親権者でない親に会って、自然の親子の交流を持つことは、子供の福祉に役立ち、また自然な権利であって、阻害できないものであるので、子供の面接交渉については、家庭裁判所は大きな問題がない限り推進している。

【面接交渉の履行について】

当事者が離婚しても、夫婦間の軋轢や紛争が解決していない場合には、問題を抱えたまま面接交渉を行うことになり、続けていくことがなかなか難しいので、援助する機関ができればよいと思う。

面接交渉は、監護している親が、もう一方の親のところ連れて行って、実際に会わせないと意味がないので、履行の確保という問題がある。

裁判所では調停の中で、任意に履行してもらえよう内容で合意できるように努力している。

審判になった場合で、履行をしない場合には、裁判所では履行勧告を行っている。

離婚後に親権を相手に渡した後に、全く子供に関心がない親に対しても、子供の成長に対する親の役割というものがあることを納得してもらおう努力が必要でないかと思う。

【面接交渉に関する知識の普及について】

日本では、韓国や中国など周辺の国に比べて、面接交渉というものが、きちんとした位置付けをされていないように思う。

インターネット上でも、面接交渉に関して触れているホームページ等もあり、最近では離婚に際しては、よく研究されている人もいる。

現在の裁判所の面接交渉についてのパンフレットについては、もう少し詳しいものを準備したらよいのではないかと思う。

【養育費の支払いについて】

養育費の支払についても、約束が履行されていない場合があり、支払を受けていない人達を何とかしてあげたいというのが日頃の思いである。

法改正により、養育費の支払を求める強制執行の申立手続については、従前よりも利用しやすくなっている。

4 次回期日等

今回は、平成20年3月10日(月)に調停委員に関する事項(予定)をテーマに開催されることになった。